

<記入例>

(様式第7号) (規則第12条)

相 続 人 代 表 者 指 定 ( 変 更 ) 届 出 書				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
(あて先) 飯 田 市 長				
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">この届出を記載している相続人の氏名等をご記入ください。</div> 相続人 住 所 飯田市大久保町***番地 氏 名 飯田 太郎 電話番号 ×××-××××-××××				
被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定により届け出ます。				
記				
相 続 人 代 表 者	ふりがな氏名	いいだ たろう 飯田 太郎		
	住 所	飯田市大久保町***番地		
被 相 続 人	ふりがな氏名	いいだ いちろう 飯田 一郎 <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px;">死亡時の住民票上の住所</span>		
	死亡時の住所	飯田市大久保町***番地		
	死亡年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
相 続 人	ふりがな氏名	住 所	被相続人との続柄	相続分
	相続人代表者 いいだ たろう 飯田 太郎	飯田市大久保町***番地 電話 ××××-××-××××	長男	1/2
	いいだ かずこ 飯田 一子	同上	妻	1/2
	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           相続人が一人の場合は「全部」とご記入ください。            相続人が複数人いる場合、又は指定相続分等がある場合は、その割合をご記入ください。            遺産分割協議中の場合は、その旨ご記入ください。         </div>			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">           相続人代表者となる方は、最終的に被相続人の固定資産等を相続する方と、必ずしも一致する必要はありません。            相続登記が完了するまでの間は、相続人代表者に宛てて送付します。相続登記がなされれば、翌年度以降の通知等は新所有者に宛てて送付することになります。         </div>				

この届出書は、相続登記が完了していない場合は相続される予定の方を、既に相続登記が完了している場合は相続された方がご記入ください。

<届出後の被相続人名義の固定資産税について>

納税義務者が亡くなられた年は、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。亡くなられた翌年以降は相続による所有権移転登記がお済みでない場合、相続人が一人の場合はその方へ、複数人の場合は相続人全員の共有所有物件として代表の方へ納税通知書を送付いたします。

<既に相続放棄されている場合について>

相続放棄をしたことがわかるもの(相続放棄申述受理通知書又は証明書)の写しを送付してください。相続放棄をされた証明書等を提出された場合は、この届出書をご提出いただく必要はございません。

※この届出書は飯田市税上の手続きであり、相続登記の手続きではありません。相続の手続き全般(登記等)については、まずはお近くの司法書士事務所へご相談いただくことをお勧めします。

相続登記等、登記手続きの詳細についてのお問合せは

長野地方法務局 飯田支局 0265-22-0014 又はお近くの法務局へ

相続放棄に関する手続きについてのお問合せは

長野家庭裁判所 飯田支部 0265-22-0186 又はお近くの裁判所へ

相続税についてのお問合せは

関東信越国税局 飯田税務署 0265-22-1165 又はお近くの税務署へ

# 相続人代表者の選出にあたって

《参考》

- ・相続人代表者は相続人の中から選出してください。
- ・配偶者は常に相続人となります（民法第 890 条）。
- ・配偶者以外は相続順位により相続権が付されていきます。（民法第 886 条～第 889 条）
- ・相続権は先の順位の相続人が全員お亡くなりになっている、または相続放棄をした場合に次の順位に承継されます。
- ・相続人にあたる方の配偶者は相続人ではありません（例：相続人である子の配偶者（長男の妻等）は相続人ではありません）。

順位	法定相続人		法定相続分	代襲相続	
	配偶者がいない場合	配偶者がいる場合			
第 1 順位	子	子と配偶者	子	2分の1	孫、曾孫、玄孫…
			配偶者	2分の1	
第 2 順位	直系尊属	直系尊属と配偶者	直系尊属	3分の1	できない
			配偶者	3分の2	
第 3 順位	兄弟姉妹	兄弟姉妹と配偶者	兄弟姉妹	4分の1	甥、姪まで
			配偶者	4分の3	

※子には実子、養子、胎児（死産は除く）を含む。

※子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合は各自の相続分は等分となる。

<例>

